



役場土曜開庁業務を廃止

第2と第4土曜日午前の休日開庁について、令和5年4月から証明書交付業務（住民票の写し・印鑑登録証明書の発行）が廃止されます。

住民票や戸籍謄抄本、印鑑登録証明書、税証明書などの交付は、マイナンバーカードを利用した「コンビニ交付」をご利用ください。

■ コンビニ交付で取得できる証明書と手数料

（坂祝町に住民登録のある方）

証明書の種類		手数料
住民票の写し	本人及び同一世帯員の住民票	200円
印鑑登録証明書	印鑑登録している本人の証明書	200円
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	現在の戸籍 （坂祝町に本籍がある方） ※2	450円
戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）		
戸籍附票の写し		200円
所得課税（非課税）証明書	本人の証明書（最新年度のみ）	200円

※1 手数料200円の証明書は、令和7年3月までの金額となります。
令和7年4月からは300円になります。

※2 本籍地が坂祝町以外の方は本籍地の市町村にお問い合わせください。

利用時間：午前6時30分から午後11時 土・日・祝日を含む全日
（年末年始・保守点検日を除く）

※コンビニ交付の利用にはマイナンバーカードと
数字4桁の暗証番号が必要です。

問い合わせ先：窓口税務課 ☎66-2405



住民票などの各種証明書は
マイナンバーカードを使って
コンビニで取得可能！



宝くじの助成金で浦安の舞の道具や神輿を整備

大針自治会では、コミュニティ助成事業を受けて、大針神社に奉納される浦安の舞で着る衣装及び道具、神輿等を購入しました。2月26日（日）に購入した備品を使って祭りが開催され、大いに盛り上がりました。

これらの備品は今後もイベントなどで活用されます。



■ コミュニティ助成事業とは

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、自治会など地域に密着して活動する団体が実施するコミュニティ活動を支援し、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図る事業です。宝くじの受託事業収入を財源としています。

各種福祉医療費助成制度をご存じですか

次の対象者に医療費の助成を行っています。
 制度を利用するには申請のうえ、受給者証の交付を受けることが必要です。
 また、受給者証をお持ちの方も、住所や氏名、健康保険証が変更になったときは、手続きが必要です。受給者証、保険証をお持ちのうえ、手続きしてください。



助成	対象者	受給者証	所得制限	対象医療	助成方法
こども医療費	18歳到達後の年度末までの児童	こども	なし	入院外来	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県内の医療機関を受診した場合 保険証と一緒に受給者証を提示してください。 ■ 県外の医療機関を受診した場合 自己負担額を一旦医療機関にて支払い、坂祝町役場窓口税務課にて払い戻しの手続きをしてください。
母子家庭等医療費	18歳到達後の年度末までの児童を養育している配偶者のいない母とその児童、父母のいない18歳未満の児童	母子家庭等	あり		
父子家庭医療費	18歳到達後の年度末までの児童を養育している配偶者のいない父とその児童	父子家庭			
重度心身障害者医療費	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳(1～3級)所持者 ・療育手帳(A1、A2、B1)所持者 ・精神障害者保健福祉手帳(1、2級)所持者 ・戦傷病者手帳(特別項症～第4項症)の交付を受け、かつ、身体障害者手帳4級の交付を受けている人 	重度			

問い合わせ先：窓口税務課 **☎66-2405**

ふれあいサロン

月に1回、坂祝町内11地区の各公民館等にて坂祝町在住のおおむね70歳以上の高齢者が集まり、レクリエーションや食事会等を開催しています。

高齢者の閉じこもり防止や地域の方とのふれあいの場・集いの場となっています。

レクリエーションの内容や食事会の準備等は、各地区のふれあいサロンボランティアの方が行っています。

コロナ禍で、しばらく開催できていませんでしたが、一部地区では、活動を再開しています。参加希望等ありましたら、坂祝町社会福祉協議会までお問い合わせください。

ボランティアも募集しています。興味がある方は坂祝町社会福祉協議会までお問い合わせください。



ふれあいサロンの様子



加茂山地区活動の様子

問い合わせ先：
 坂祝町社会福祉協議会 **☎27-1222**

人権擁護委員の退任と新任のお知らせ

12月31日をもって人権擁護委員を退任した土屋芳郎さんが、1月18日(水)法務大臣から感謝状の伝達を受けたことを町長に報告しました。

土屋さんは平成23年から12年(4期)にわたり、本町の人権擁護委員として、子どもたちに向けた人権啓発活動や、一般相談業務に熱心に取り組み、地域住民の人権擁護と人権尊重の普及・高揚に尽力しました。

河村孝子さんが人権擁護委員として新たに委嘱されました。



写真左：土屋さん



国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和4年4月分から令和5年3月分までの保険料は、月額16,590円です。

保険料の納付期限は翌月末(例えば4月分は5月末まで)です。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方(納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。)の財産が差し押さえられる場合がありますので、納付期限までに納付をお願いします。

3月分は
4月末までに
納めるのね!



国民年金保険料の「口座振替」申込方法

「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」に必要な事項を記入・押印(金融機関への届出印)し、お近くの年金事務所へ郵送、または、年金事務所や口座振替を行う口座のある金融機関・郵便局の窓口へ提出してください。

保険料の納付期限は翌月末です。口座振替日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としされます。口座振替申出の開始時期等は、手続き完了後に通知します。通知が届くまでの間は、納付書を大切に保管してください。

※「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」は年金事務所の窓口、日本年金機構ホームページにあります。お申し込み前に、必ず提出期限をご確認ください。

口座振替
なら
安心だね



国民年金保険料の「クレジットカード納付」

保険料の納め忘れ防止に、クレジットカード納付をご検討ください。

ご利用には「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」の提出が必要となります。お近くの年金事務所(街角の年金相談センターではお手続きできません。)の窓口へ提出してください。また、郵送による手続きも行っております。

国民年金保険料のお支払いに利用できるクレジットカードは、次のいずれかの国際ブランドのマークが付いたクレジットカードです。

【支払いに使用可能なカード】

VISA、MasterCard、ダイナースクラブ、JCB、アメリカンエクスプレス

※カード利用について必ずしもポイントが付与されるわけではないので、ポイントの付与についてはカード会社にお問い合わせください。



問い合わせ先：日本年金機構 美濃加茂年金事務所 ☎25-8181

広告

出張足もみサロン “あしおと” と申します

あしおと
足石リフレクソロジー

こんなお悩み
ございませんか？

- ・体のたるさ
- ・アレルギー
- ・不眠症
- ・冷え性
- ・むくみ
- ・もの忘れ
- ・不妊症
- ・生理痛
- ・頭痛
- ・便秘 など

若石健康法を
試してみませんか？

足裏を揉みほぐすことで血流が促進され自己免疫力、自己治癒力が向上します。東洋医学を駆使した自然療法ですので、副作用はありません。個人差はありますが、施術直後から効果が感じられます。



施術前 施術後

お問合わせ先

代表：小林すみれ
TEL：090-8108-3664

公式LINE



その他気になる
症状があれば
お気軽にお問い合わせ
ください